

認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム まゆの里

重要事項説明書

作成日 令和6年 6月 1日

1. 事業主体概要

事業主体名	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム まゆの里
法人名	医療法人社団 孔子会
代表者名	理事長 福田 稠
所在地	菊池市泗水町福本780番地
電話番号	0968-38-0030
他の介護保険関連事業	・介護老人保健施設 孔子の里 ・指定居宅介護支援事業所 孔子の里 ・指定通所リハビリテーション 孔子の里 ・小規模多機能ホーム ひごっ家
他の介護保険以外の事業	・地域交流センター しすい

2. 事業所概要

事業所名	グループホーム まゆの里
事業所の目的	認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した生活を営む事ができるようにすることを目的とします。
事業所の運営方針	当事業所は、落ち着いて、安心した日常生活を送ることができるよう、利用者の認知症の症状や心身の状況を踏まえたサービス提供を妥当・適切に行います。 ①利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。 ②認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)に基づき、認知症対応型共同生活介護サービス(以下「サービス」という)が、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮します。 ③従事者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその代理人に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。 ④事業所自ら、その提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

事業所の責任者(管理者)	野田 雄介
開設年月日	平成27年3月23日
保険事業者指定番号	4391000108
所在地・電話・FAX番号	熊本県菊池市泗水町福本780番地 電話:0968-38-0030 FAX:0968-38-0031
交通の便	熊本電鉄バス 高江バス停下車徒歩2分
居室の概要	個室 9室 × 2ユニット
共用施設の概要	台所 1 × 2ユニット 浴室 1 × 2ユニット トイレ 2 × 2ユニット リビング 1 × 2ユニット
緊急対応方法	隣接する老人保健施設孔子の里へ連絡 また、容態の変化等あった場合は、主治医、あるいは協力医療機関等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、別紙「緊急連絡先」に基づき、ご家族、利用者代理人に連絡
防犯防災設備 避難設備等の概要	スプリンクラー・消火器・屋内消火栓・誘導灯・自動火災報知器 非常通報装置
防災訓練	年2回以上
損害賠償責任保険加入先	全国老人保健施設協会共済

3. 職員体制

(1) 職種、人数及び職務内容

綾ユニット

職 種	員 数	保有資格
管理者	1 人	介護支援専門員・介護福祉士
介護従事者	6 人以上	介護福祉士 他
看護職	1 人以上	正看護師・准看護師

絹ユニット

職 種	員 数	保有資格
管理者	1 人	介護支援専門員・介護福祉士
介護従事者	6 人以上	介護福祉士 他
看護職	1 人以上	正看護師・准看護師

介護支援専門員

職 種	員 数	保有資格
計画作成担当者	1 人 (介護職と兼務)	介護支援専門員・介護福祉士

(2) 勤務体制

昼間の体制:各3人以上

夜間の体制:各1人

4. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談:援助等 上記については、包括的に提供され、下記の要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)、及び加算料金が自己負担となります。 但し、入居後30日に限り、下記金額に1日あたり30円の加算料金がかかります。
食事の提供	1100円/日 (朝食:250円 昼食:450円(おやつ含む) 夕食:400円)
居住費	1200円/日
光熱水費	500円/日
その他	医療費、オムツ等、個人で使用した品は自己負担となります。

(1) 基本料金【1日につき】

介護度	一割負担金
要支援2	749円
要介護1	753円
要介護2	788円
要介護3	812円
要介護4	828円
要介護5	845円

(2) 加算料金

加算項目	一割負担金
初期加算(入居日より30日以内)【1日につき】	30円
入院時費用(1月に6日を限度)【1日につき】	246円
退居時情報提供加算(1回を限度)【1回につき】	250円
医療連携体制加算 I (イ)(要支援2の方は除く)【1日につき】	57円
医療連携体制加算 I (ロ)(要支援2の方は除く)【1日につき】	47円
医療連携体制加算 I (ハ)(要支援2の方は除く)【1日につき】	37円
医療連携体制加算 II (要支援2の方は除く)【1日につき】	5円
協力医療機関連携加算1【1月につき】 ※相談・診察を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合	100円
協力医療機関連携加算2【1月につき】 ※上記以外の協力医療機関と連携している場合	40円
高齢者施設等感染対策向上加算(I)【1月につき】	10円
高齢者施設等感染対策向上加算(II)【1月につき】	5円
新興感染等施設療養費(1月に5日を限度)【1日につき】	240円
看取り介護加算1(死亡日以前31日以上45日以下)【1日につき】	72円

看取り介護加算2(死亡日以前4日以上30日以下)【1日につき】	144円
看取り介護加算3(死亡日の前日及び前々日)【1日につき】	680円
看取り介護加算4(死亡日)【1日につき】	1,280円
退居時相談支援加算(1回を限度)【1回につき】	400円
夜間支援体制加算(Ⅱ)【1日につき】	25円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)【1日につき】	3円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)【1日につき】	4円
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150円
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120円
若年性認知症利用者受入加算【1日につき】	120円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月の間に限る)	100円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(3月の間に限る)	200円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円
口腔衛生管理体制加算【1月につき】	30円
口腔・栄養スクリーニング加算(6月ごと)【1回につき】	20円
栄養管理体制加算【1月につき】	30円
科学的介護推進体制加算【1月につき】	40円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)【1日につき】	22円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)【1日につき】	18円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)【1日につき】	6円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ【1月につき】	1ヶ月当たりの総単位数の18.6%
介護職員等処遇改善加算Ⅱ【1月につき】	1ヶ月当たりの総単位数の17.8%
介護職員等処遇改善加算Ⅲ【1月につき】	1ヶ月当たりの総単位数の15.5%
介護職員等処遇改善加算Ⅳ【1月につき】	1ヶ月当たりの総単位数の12.5%

※同じ加算名の場合は(Ⅰ)～(Ⅳ)、1～4 等の中からいずれか一つを算定します

(3) 料金のお支払い方法

毎月15日頃までに、前月分の請求書をご指定の宛先に発送いたします。その月の末日までに、銀行口座引落しにてお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行し、翌月の請求書に同封いたします。振替予定日は毎月20日となりますので、事前のご入金をお願いします。

5. 協力医療機関、協力施設

岸病院 岸 泰至先生	所在地 熊本県菊池市泗水町豊水3388-1 電話番号 0968-38-2750
高橋歯科医院 高橋 裕輔先生	所在地 熊本県菊池市泗水町吉富字北原2279-5 電話番号 0968-38-5199
介護老人保健施設 孔子の里	所在地 熊本県菊池市泗水町福本904-1 電話番号 0968-38-5666
特別養護老人ホーム 泗水苑	所在地 熊本県菊池市泗水町永1021 電話番号 0968-38-6680

6. 苦情相談機関

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、下記の窓口で受け付けます。

受付窓口(担当者)	グループホーム まゆの里 責任者:管理者 野田 雄介 担当:計画作成担当者 茂田 浩幸
受付時間 電話番号	月曜日から金曜日 9時から18時 電話番号 0968-38-0030

(2) 行政機関その他苦情受付機関

菊池市役所	高齢支援課 0968-25-7215
熊本県国民健康保険団体連合会	介護保険課 096-214-1101

(3) 事業所は、疑問、問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取り扱いもいたしません。

(4) 事業所は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者代理人から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

メンバー構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、菊池市役所職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成

8. 虐待防止に向けての取り組み

当事業所は、利用者の等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

(1) 成年後見制度の利用を支援します。

(2) 介護計画の作成など適切な支援に努めます。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識技術の向上に努めます。

9. 身体拘束廃止に向けての取り組み

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他傷の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、管理者及び事業所で協議の上判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、利用者及びご家族、利用者代理人に説明後、同意をいただきます。また、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

10. 事故発生時の対応

当事業所のサービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、利用者代理人並びに市町村に連

絡を行うと共に、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

11. ホーム利用にあたっての留意点

面会

- ・面会時間は自由です。正面玄関は、午後8時に閉まります。
- ・インフルエンザ等、感染症の流行時などは、面会時間・方法にご配慮頂く場合があります。

外出・外泊

- ・外出・外泊は自由ですが、必ず事前に、外出・外泊届をご記入いただき、職員にお申し出下さい。

飲酒

- ・原則的に自由ですが、利用者の健康状態によっては制限させていただく場合もあります。

喫煙

- ・健康増進法の一部改正により、事業所敷地内は全面禁煙となっています。

所持品の持ちこみ

- ・家具、衣類の持ち込みは、居室内に収まる範囲内でお持ち下さい。(備え付けの家具有り)
- ・所持品には、必ずお名前をご記入ください。
- ・季節毎の衣類の入れ替えはご家族、利用者代理人等にてお願い致します。

食べ物の持ち込み

- ・衛生管理上、1回で食べきれる量でお願いします。

洗濯

- ・洗濯は、原則、当事業所で行いますが、クリーニングが必要なものについては、ご家族、利用者代理人等でお願ひ致します。

火気の取扱い

- ・ストーブ・コンロ等の持ち込みは禁止となっております。

危険物の取扱い

- ・包丁、ナイフ、カッター、はさみなどの刃物類の持ち込みはご遠慮ください。趣味の道具等で必要な場合は、職員にお預けください。

金銭・貴重品の管理

- ・利用者のこずかいは、事業所にお預けいただけます。お預けいただいたこずかいは、出納を記録し管理いたしますが、多額の金銭・貴重品はお預かりいたしません。やむを得ない事情がある場合はご相談下さい。お預けのない場合、紛失・盗難発生の際には責任を負いかねますのでご了承ください。

病院受診・入院時の対応

- ・原則的に、泗水町外への病院受診につきましては、緊急時を除き、ご家族、利用者代理人で対応していただくようお願いします。
- ・また、病院受診時は、できるだけご家族、利用者代理人も同席していただきますようお願いいたします。
- ・入院中の対応は、ご家族、利用者代理人でお願いします。

長期入院になった場合の対応

・1ヶ月以上の長期入院が必要と診断された場合は、契約を解除して対処していただきます。この場合、入院治療が終了し、当事業所へ入居が可能な状態となった場合には、優先的に入居できるよう配慮いたします。

入院期間中の住居費及び食費などの取扱い

- ・入院期間中は介護保険における一部負担はありません。
- ・居住費は通常料金を請求いたします。
- ・食費、光熱水費については、請求いたしません。

禁止事項

・当事業所では、安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

【事業所】

認知症対応型共同生活介護サービスの重要事項について、利用者及びその家族に説明致しました。

説明日 令和 年 月 日

熊本県菊池市泗水町福本780
グループホーム まゆの里

管理者 野田 雄介

説明者 野田 雄介

【利用者】

私は、認知症対応型共同生活介護サービスの重要事項について説明を受け、同意しました。

同意日 令和 年 月 日

住 所

氏 名

【利用者代理人】

住 所

氏 名

利用者との関係

【身元引受人】

住 所

氏 名

利用者との関係